

会議名称	令和5年度第4回大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会
開催日時	令和6年2月29日(木) 14時00分から16時05分まで
開催場所	能勢町保健福祉センター 集団指導室
事務局	能勢町福祉部福祉課
出席委員等	<p>【委員】</p> <p>三星会長、奥畠副会長、高橋委員、暮部委員(欠)、田中委員、中村委員(代理高山様)、遠藤委員、森田委員(欠)、瀬川委員、寺内委員</p> <p>【担当市町等】</p> <p>豊中市、池田市、摂津市、豊能町、大阪府 (欠席:吹田市、高槻市、茨木市、島本町)</p> <p>【事務局】能勢町福祉課</p> <p>課長 和田、係長 小豆島、主事 森鼻</p> <p>【傍聴者】</p> <p>0名</p>
議題	<p><input type="checkbox"/>福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領の改正について</p> <p><input type="checkbox"/>申請書類の審査</p> <p>(1) 豊中市 1件(変更申請 1件) (2) 摂津市 1件(新規申請 1件)</p>
内容	<p><u>1 開会</u></p> <p>三星会長による進行 (事務局)</p> <p>資料の確認</p> <p>委員に配付した申請書類は個人情報のため、会議後回収の旨説明。</p> <p>委員10名中8名が出席のため、会議が成立している旨説明。</p> <p><u>2 福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領の改正について</u></p> <p>(事務局)</p> <p>資料に基づき説明 (委員)</p> <p>資料に基づき、今回の通達に関する経緯、留意点について説明</p> <p>*留意点: 福祉有償運送の旅客から收受する対価の目安は、あくまでも8割を目安とすることに留意する必要がある旨等を説明。 (委員)</p> <p>本件について管内で今後どのように周知されていくか教えてほしい。5割から</p>

8割へ増額されることについて、この事実を全く知らされていない現状。府内の運送実施団体は、ほとんどこのことを知らないと思う。もう少し周知を積極的にやっていただきたい。北摂ブロックについては、恐らく今日から8割となることになろうと思うが、今後の予定についてお示しいただきたい。

(委員)

申請者にはメール等で周知をさせていただいている。通達に関しては大阪府を通じて各自治体へ周知している。自治体からの周知について改めてお願ひできないか等、考えたいと思う。

(会長)

運営協議会で決定して初めて8割を目安とするというようなことが決まると思う。決めていないところ（ブロック）はどうすればよいのだろうか。

(委員)

国交省の通達とブロックごとの協議要領とのそごが生じることから、国としては、各ブロックで当然基準改正をしていただいているものと認識している。

(会長)

通達は通達であって、要領については、本日のような協議会の場で変更されるもの。通達ありきで改正されて当然というのはどうかと思う。分けて考えるべきではないか。

(委員)

協議要領に対価の目安について書いていないブロックもあり、あくまでも運送の対価は協議によって認めるという書き方だと、協議要領の改正は発生しない。

(会長)

府内の他のブロックではどうか。

(委員)

全て変更いただけだと聞いている。

(委員)

中国地方の話であるが、3月に大々的に周知（説明会）が実施されること。大阪でもしっかり周知していただけるよう検討いただきたい。

(委員)

ご要望について持ち帰って検討したい。

(事務局)

協議要領の記載について、「8割を目安」という書き方か「8割の範囲内」という書き方、どちらにすればよいか。

(委員)

「8割の範囲内」とすると、「8割を超えてはならない」というふうにとられかねない。通達にも8割を超えても協議会が認めれば問題ない旨の記載があるので、協議要領には、「8割の範囲内」とするならば、「8割を超えても問題

ない旨」を協議要領に添えておくべきだと考える。

(会長)

通達の内容をそのまま記載してもよいのでは。

(委員)

そのようにされているブロックもある。

(委員)

タクシーの費用は分かっているはずであり、この8割という数字がタクシーの固有の費用を引いた中で大体8割として出ているのか。若しくはその半分の真ん中ぐらいで8割としているのか。タクシー固有の費用として認められている部分なのであれば、そこは守っていくべき数字であるように思われる。8割を超えるが、協議が調べば良いとする場合には、その経緯についての内容を明確にしていただくことが必要で、そこを含めて話を進めていく必要がある。

(委員)

おっしゃるとおり。8割と書いてある以上、超えてしまうとタクシーと同じという話になってしまふ。金額の算出の仕方や内訳で、営利に近づいていく可能性も高く、気にはしている部分である。

(委員)

NPO等では、なかなか原価を計算するのは難しい。

(委員)

事案に応じて判断していくこととなっていくと思う。

(事務局)

要領については、本日から適用させていただくこととなると考えているので、差し支えないようであれば、事務局案として、資料1 P1の「3 旅客から收受する対価」の1行目「旅客から收受する対価」の後ろに「の目安」を追加、6行目の「約8割」の後に「を目安」を追加、P2の1行目「約8割」の後ろに「を目安とした額」を追加するということを事務局案として提案させていただきたい。

<全員一致により改正が認められる>

(会長)

以降については、改正した協議要領にて審議を進める。

### 3 申請書類の審査

(1) 豊中市 1件 変更申請（收受する対価の変更・運転者の追加）

□社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

<事業者入室>

(会長)

今回の変更内容に加えて、現在の事業所の状況や利用者の増減について説明

してもらいたい。もし質問があればお願ひする。

(事業者)

豊中市から委託を受けて福祉有償運送を行っている。今回は、2点の変更がある。1点目が運転者の追加、2点目が対価の変更である。今回は、退職予定の者がいることを見据え4名を追加したい。対価としては、燃料費の高騰なども受けて、初乗り1km未満を300円、以降1kmごとに200円で対価の変更をしたい。利用者は年々増加している。経営については、現在は何とか採算がとれている運営の状況である。

(会長)

対価の変更に関し、先ほど協議要領の改正があったところであるが、タクシー運賃の8割の部分において、妥当性などの補足事項はないか。

(委員)

運賃については問題ないと思われる。利用者への周知に関してはどうなっているのか。

(事業者)

利用者へは丁寧な説明をもってご理解いただけるよう配慮したい。

(委員)

運転者の追加ということで、A氏については、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の傾向があるように示されている。健康状態などしっかり配慮していただく必要があると思われる。

B氏については、免許証で過去2回免許の再交付や違反歴があるようだ。注意力も好ましくない結果となっているので、注意していただく必要があると思われる。その点について何か理由など聞いているか。

(事業者)

Aについては、平素の業務態度などから睡眠について問題ないと考えている。

また、Bについても平素は非常に温厚な者なので問題ないと考えている。

(会長)

委員からの指摘についてはしっかり配慮をいただくようお願いしたい。

では今から審議に入るので一旦退出をお願いする。

<事業者一旦退出>

(会長)

収受する対価の変更・運転者の追加について異存はないか。

賛成の方、挙手願いたい。

**委員全員の挙手**

(会長)

協議が調ったこととする。

<事業者再度入室>

(会長)

慎重審議の結果、協議が調った旨事業者へ説明。

(2) 摂津市 1件 新規申請

□一般社団法人 OneSelf

<事業者入室>

(会長)

まずは自己紹介と法人の概要、今回の協議内容についてご説明をお願いする。

(事業者)

出席者の自己紹介及び法人紹介の後、資料に沿って説明を行う。

現在、軽自動車1台の所有であるが、今後事業を拡大していきたいと考えているため、運送区域については、まずは摂津市に限って行っていきたいと考えている。旅客名簿（利用者）は13名。車種はスライドドアのある軽自動車。運賃は、2キロまでは350円、以後1キロごとに100円で設定している。起点・終点共に摂津市に限りたいと考えている。待機料金10分未満0円、10分以降100円、出発をしてから現地に着くまでにキャンセルとなった場合、キャンセル料については300円。その他、駐車場代や高速代は実費としている。保険については、対人・対物無制限。人身傷害保険も無制限へ契約変更を行っている。

(委員)

收受する対価のところ、今回の料金については、国の通達にある「8割」が反映されているのか。

(事業者)

今回協議要領の改正が協議されるものと聞いていたが、まずは協議会には従来どおり「1/2以内」で提出させていただいた。

(会長)

あくまで「8割が目安」ということなので、必ず「8割」でなければならないことはないということについて留意いただきたい。また、運転者はC氏がお一人でされることだが、体調不良等になることもあると考える。その点についてどうか。

(事業者)

まずは参入できるかどうかというところが大切だと考えている。今後、運転者の追加については検討したい。

(会長)

運転者1名だとストレスが積み重なってくる。これにより安全性の低下が懸念される。運転者の追加については、また協議会で協議を経ることが必要であるが、ぜひ前向きな検討をいただきたい。

(事業者)

	<p>今後前向きに検討していく。</p> <p>(委員)</p> <p>審議事項ではないが、旅客の名簿の「運送を必要とする理由」の大半が「基本チェックリスト対象者」となっているが、福祉的な事業として何かしているのか。</p> <p>(事業者)</p> <p>地域のサロン的な場として「おしゃべりカフェ」を開催した際に、参加者から交通の問題についての話があった。タクシーが中々つながらないなど。私自身、SSW（スクールソーシャルワーカー）をやっており、帰宅時に駅前にタクシーが1台も止まっていないことがあり、高齢者や足の不自由な方などは本当に不便であると感じた。我々に何かできることはできないかということで摂津市に相談をさせていただいたことから、今回の事業の参入につながった。</p> <p>(委員)</p> <p>摂津市から補助金など何があるのか。</p> <p>(事業者)</p> <p>特にいただいている。</p> <p>(会長)</p> <p>今後利用者の募集はどうしていく予定か。</p> <p>(事業者)</p> <p>今回認めていただけた場合には、今後、市と相談をしながら、案内パンフレットの作成、特別養護老人ホームや自治会への周知などを広く行っていると考えている。</p> <p>(会長)</p> <p>自治会を通じての周知という点は非常に興味深い。周知については、市の窓口の横に貼っておくと非常に有効かもしれない。運転者1名では対応できなくなってしまうことも想定される。</p> <p>(委員)</p> <p>「福祉有償運送申請概要」と添付資料の「旅客から收受する対価一覧」でそごがあるが、どちらが正しいのか。また、資料では空欄となっている「介助料」はなしでよいか。キャンセル料の適用については、どのような場合に適用となるのかについて明確に記載いただいた方が良いと思われるがいかがか。</p> <p>(事業者)</p> <p>添付資料「旅客から收受する対価一覧」が正しい。「介助料」はなしである。キャンセル料は、車庫を出庫した後にキャンセルがあればいただく予定している。</p> <p>(委員)</p> <p>では、キャンセル料の適用については、車庫を出庫した後にキャンセルがあ</p>
--	---

ればいただく旨の記載をしておく方が良い。

(会長)

旅客から收受する対価一覧のところに、今の一項を追加していただきたい。

(委員)

旅客から收受する対価一覧の「待機料金」について「10分以降100円」となっているが、これは10分以降、20分でも30分でも100円か。

(事業者)

10分ごとに100円が正しい。記載が抜けていた。

(委員)

10分ごとに100円加算という趣旨の記載をしていただきたい。

(会長)

その点についても修正をするようお願いする。

では今から審議に入るので一旦退出をお願いする。

<事業者一旦退出>

(会長)

今回の新規申請について異存はないか。

事業者を認めることについて賛成の方、挙手願いたい。

**委員全員の挙手**

(会長)

協議が調ったこととする。

<事業者再度入室>

(会長)

慎重審議の結果、協議が調った旨事業者へ説明。

摂津市として初めての事業者となるようである。緊張感を持って安全に気をつけていただきたい。また、今後事業運営を進める中で何か困ったことがあれば、協議会委員である遠藤委員や、安全の問題には地元のタクシー業界に相談してもよいと思われる。

### 3 その他

#### 社会福祉法人 信光園 更新登録における申請内容について報告

豊能町担当者より説明（適性診断の受診結果について）

第1回運営協議会において審議いただいた際に、書類不備のあった点を補完した旨説明。

(委員)

D氏の適性診断票で「判断・動作のタイミング」が0点である。指導要領に沿って、指導を行うべきであると思われる。

(会長)

この指摘を軽視しないように注意するよう事業者へ伝えること。

(豊能町)

指摘については持ち帰り、事業者へ伝えることとする。

#### 4 閉会

(事務局)

和田課長より今年度最終の協議会であるため、委員へご挨拶。

委員任期が年度末で切れる旨、また、来年度は事務局が池田市へ変更となる旨を説明。